

フッ化物洗口の導入について

1 事業

「21 世紀の国民健康づくり運動（健康日本 21）」や「北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例」等に基づき、既に町内の幼稚園・保育所が実施していることも踏まえ、令和 7 年度から芽室町立小学校において、フッ化物洗口を実施する。

2 フッ化物洗口とは

- ・一定濃度のフッ化ナトリウム溶液を用いて 1 分間の「ブクブクうがい」をするむし歯予防の方法。
- ・特に、4 歳から 14 歳までの期間に実施することが、むし歯予防効果として最も効果をもたらすことが示されている。平成 15 年に厚生労働省が「フッ化物洗口ガイドライン」を通知し、その実施を推奨したことから、全国的に保育所・幼稚園・小学校等で集団実施が増加している。

3 実施方法

- (1) フッ化物洗口液の調製：調剤薬局で調製されたフッ化物洗口液を、専用容器で学校へ搬入。1 週間に 1 回程度。冷蔵庫に入れて保管する。使用した後の専用容器や分注ポンプの消毒は調剤薬局が行う。
- (2) 各クラスでの実施：1 週間に 1 回実施。各クラスにおいて、担任等が分注ポンプ紙コップに注ぎ、児童が自席にて 1 分間のうがいをした後、紙コップへ洗口液を戻す。吐き出した洗口液にティッシュペーパーを入れて吸い取らせ、紙コップごと回収する。
- (3) その他：4 月に保護者に意向確認を行い、洗口を希望した児童に実施する。洗口を希望しない児童には、水道水でうがいをする等の対応をする。

		R1	R2	R3	R4	R5	R6
芽室町	12 歳の永久歯の一人当たり歯数	1. 03	0. 77	0. 46	0. 31	0. 73	0. 90
	中学校のむし歯のある者の割合 (%)	37. 27	43. 61	29. 36	35. 68	33. 34	25. 44
全道	12 歳の一人当たり歯数	1. 0	1. 00	1. 00	0. 8		
	中学校のむし歯のある者の割合 (%)	43. 1	38. 6	43. 6	36. 5		
全国	12 歳の一人当たり歯数	0. 70	0. 68	0. 63	0. 56		
	中学校のむし歯のある者の割合 (%)	34. 00	32. 16	30. 38	28. 24		

【う歯の状況の経年変化 学校歯科保健における歯科健康
診査結果の情報収集・分析・結果還元（帯広保健所）】

指導主事の配置について

1 課題

- ・学校に対する教育課程編成等を含む学校経営への指導助言に関する機能が、十勝教育局指導主事に頼らざるを得ない状況にあるとともに、それを芽室町教育委員会の生涯学習課生涯学習アドバイザーが補完する体制をとっており、教育推進課には配置されていない。教育推進課業務の中には、教育内容に精通した上で資料を作成したり指導助言する必要がある業務があり、その対応に苦慮してきた。
- ・教育委員会における発達支援システムとのスムーズな接続や連携を推進する機能は重要であることから、令和2年度から配置している地域コーディネーターの安定的な配置が課題となっている。

2 指導主事とは

学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。その職務が教員の職務内容と密接な関係があるため、公立学校教員をもって指導主事に充てることができる（地教法第19条第4項）。

3 地域コーディネーターとは

発達に支援を要する児童に、一貫性と継続性のある支援体制を構築するため、特別支援教育に精通した教諭を北海道教育委員会からの割愛人事により町に配置している職。

4 役割

大項目	中項目	業務内容
学校経営・教育課程編成	学校経営の指導	・各学校を巡回し、改善シートや経営の重点に沿って、各小中学校の学校経営に指導・助言する。
	教育課程編成の指導	4月末に各学校から提出される「教育課程編成届」の内容を確認し、時数、内容等について指導する。
		校長会議、教頭会議、巡回において、各小中学校の教育課程編成やカリキュラムマネジメントを指導する。
	授業改善	3：7の学びを推進するため、小中学校巡回や研修推進のサポート、各種情報提供を行う。 芽室町 ICT 教育整備・活用方針に基づき、町内の ICT 教育推進の行い、方針の見直しを行う。
係への助言	教育推進係業務の中で、AI ドリルや授業支援ソフトの選定の相談に応じたり、小中一貫教育推進協議会の内容の確認、全国学調分析の支援、等。	
発達支援システムの推進（地域コーディネーター業務）	発達支援システムとの接続	芽室町発達支援システムとの円滑な接続を担い、コーディネーター会議や教育支援委員会会議を開催する。個別の教育支援計画・個別の指導計画を庶務する。就学相談において、子育て支援課地域コーディネーターと連携し推進する。
	特別支援教育の推進	教育ソフトの活用推進、巡回相談事業の実施、保護者研修等の実施をとおり、特別支援教育の充実・推進を図る。
	係への助言	不登校支援システム推進のための指導助言や研修を行う。子育て支援課が行う教育相談・療育との連携。
会議への出席・助言	・総合教育会議 ・教育委員会議 ・校長会議、教頭会議 ・教育研究所会議（テーマにより） ・教育支援委員会 ・芽室町要保護児童対策地域協議会（・個別ケース会議は原則想定しない）	

5 任用 道費負担職員の現職教諭（教頭級）を割愛人事により、教育推進課に配置する（課長補佐級）。

奨学金返還支援（若者定住化促進）事業について

<事業概要>

少子高齢化による人口減少が進行している中、若年層を中心とする地方からの人口流出が様々な社会的・経済的問題となっている。このような状況から、国は若者の地方定着の取組として、大学等の在学期間中に市町村等が貸与する奨学金を受けた者が卒業後に地方に定住した際、市町村が当該奨学金の返還支援に係る支出を行った場合に、支出した返還支援額を特別交付税の対象とする財政措置を講じる。

少子高齢化の傾向は本町も同様にあることから、大学等の卒業を機に本町へ定住し、就業する者であって、在学期間中に本町が貸与する奨学金を受けていた者に対して、令和7年度から奨学金返還支援助成金を交付することにより、本町への定住促進を図ることを目的とするもの。

<対象者>

次の①から⑥までのいずれにも該当する者とする。

- ① 大学等を卒業した年度の翌年度以降から、毎年5月1日を基準に2年以上本町に居住していること。
- ② 助成金の交付決定時に本町に居住していること。
- ③ 町民税の課税対象であること。
- ④ 町税及び国民健康保険税を完納していること。
- ⑤ 当該年度までに奨学金の返還に滞納がないこと。
- ⑥ 奨学金返還に関する他の補助金等を受けていないこと。

<返還支援の額>

返還支援の額（以下「助成金」という。）は、助成金の交付申請を行う年度内に返還すべき額の2分の1以内とし、償還期間内で最大6年交付する。ただし、公務員として就職する者は、償還期間内で最大3年交付とする。

<「償還免除」と「返還支援」の違い>

「償還免除」は年間返還金額の2分の1を除いた額を償還（納付）するのに対し、「返還支援」は年間返還金額を償還し、償還された後（納付後）に当該額の2分の1を助成金として交付するもの。

※返還支援に係る支出を行うことで特別交付税の財政措置が講じられるものであるが、公務員として就職する者は特別交付税の対象外。

<償還方法の変更>

現在、償還免除決定者に限らず、年間返還額の償還は年1回（12月21日納期）の年賦としているところを、年2回（9月末・2月末）の半年賦とし、返還支援決定者に対して、各期の返還額が償還された後に助成金を交付する。

例 令和6年度卒業者であって、在学期間中に入学金と修学金の貸付けを受けていた場合

(千円)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	合計
貸付	800	500	500	500													2,300
償還					据置	据置	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	2,300
助成							115	115	115	115	115	115					690
交付税							57.5	57.5	57.5	57.5	57.5	57.5	助成期間は6年(最大)				345

芽室町	事業費	貸付金元金収入	一般財源	特別交付税	借入者	償還額	助成額	実償還額
	2,990	2,300	690	(一般財源のうち) 345		2,300	690	1,610

措置率を50%として見込んだ場合

例 これまで償還免除の決定者(公務員以外)であって、既に償還を行っている場合

(千円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	合計
貸付	800	500	500	500													2,300
償還					据置	据置	115	230	230	230	230	230	230	230	230	230	2,185
免除							115										115
助成								115	115	115	115						460
交付税								57.5	57.5	57.5	57.5						230

償還免除相当期間×2=返還支援対象期間

*令和6年度までに償還免除期間の3年に到達していない者で、令和7年度以降に返還支援対象に該当する者は、償還免除相当期間にあたる年数に2を乗じた期間を返還支援対象とする。

例 これまで償還免除の決定者(公務員)であって、既に償還を行っている場合

(千円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	合計
貸付	800	500	500	500													2,300
償還					据置	据置	115	230	230	230	230	230	230	230	230	230	2,185
免除							115										115
助成								115	115								230
交付税								0	0								0

償還免除相当期間=返還支援対象期間

*公務員として就職している者が既に償還免除を受けていた場合(公務員として就職する者も含む)、特別交付税の財政措置に該当しないため、助成期間をこれまでの償還免除期間にあたる3年(最大)と同様とする。

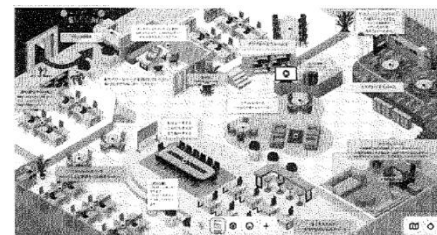
児童生徒支援事業について

1 スクールライフアドバイザー複数配置

- (1) 課題：相談対応件数の増加（R2：694件、R3：729件、R4：823件、R5：593件）。教育支援センターゆうゆう在籍児童生徒増加に伴う調整業務の増加。各学校の校内教育支援センター（芽室中学校：Rルーム、芽室小学校：ステップアップルーム等）の人員配置に困難がある。
- (2) 事業概要：教育推進課教育推進係に配置しているスクールライフアドバイザーを複数配置することにより、増加・複雑化する相談への対応、校内教育支援センターやメタバースへの人的派遣、相談対応の手法や対象者情報等のスクールライフアドバイザー間の機能的引き継ぎを行うもの。

2 メタバースの導入

- (1) 事業概要：不登校になった際に、学校以外にどこにも属していない児童生徒、または教育支援センター等フリースクールに所属したが一定期間通所がなく在宅期間が長期化した児童生徒が、自宅から社会参加できたり人と関わるきっかけを得るために、北海道教育委員会が設置するメタバースへ参加する。
 （メタバースとは：多人数が参加可能で、参加者がそのなかで自由に行動できる、インターネット上に作成された仮想空間）
- (2) 週5日（平日）10：00～15：00 基本的な日課はあるが、参加児童生徒が自ら活動を選択したり日課を決める。随時ログイン・ログアウトできる。スタッフは北海道教育委員会の雇用による公認心理士や支援職員。ケース会議においてメタバースへの参加が望ましいとされ、本人も参加を希望する児童生徒が対象。

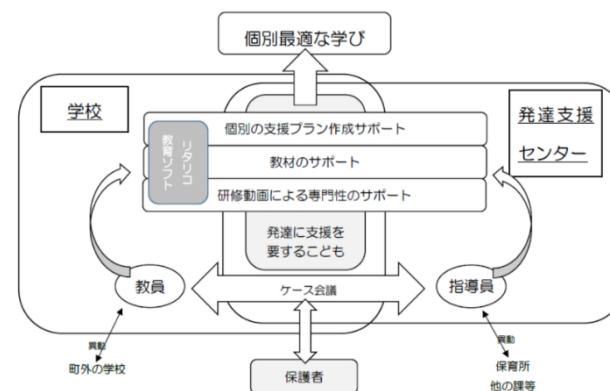


3 医療的ケア 看護師配置

- (1) 事業概要：日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童生徒に対し、看護師を配置する。令和7年度の対象児童生徒は4名であり、バイタル管理を要する児童の入学により、看護師常駐（1日6時間）を行う。

4 リタリコ教育ソフト導入

- (1) 事業概要：特別支援学級在籍児童生徒の発達段階や特性に応じた一貫性・継続性のある支援を行うため、支援プラン作成をサポートし教材や研修を提供する教育ソフトを導入し、アセスメントに基づく個別最適な学びを提供する。このため、担当教員の経験年数や特別支援教育免許の有無に影響されず、合理的配慮を踏まえた必要な支援を提供することができる。
- (2) その他：芽室町発達支援センターにも同ソフトウェアを導入することで、アセスメントや使用する教材を共有することができ、保護者・学校・発達支援センターが同一のデータで成長や必要な支援の内容を確認することができる。

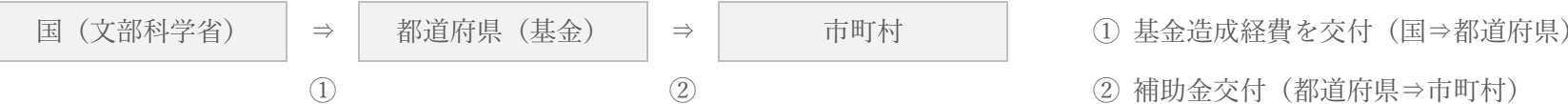


G I G A スクール構想環境整備事業について

<事業概要>

G I G A スクール構想の実現に向け、I C T の日常的かつ効果的な活用と学びによる、情報社会に主体的に参画する資質と能力を育成し、新しい価値を創造する力を育むため、導入から5年程度を経過する端末を計画的に更新するもので、都道府県単位の共同調達によって端末を調達する。

<事業スキーム>



* 市町村に対する補助金内容

- ・ 補助基準額 : 55,000 円/台
- ・ 補 助 率 : 3分の2

<端末整備計画>

学校/年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
中学校	更新 (調達)					更新 (調達)	
		運用					運用
運用年数	5年目 ※	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	1年目

※ 小学校の端末更新は令和8年度から行う予定。

学校給食用食材購入費（学校給食費保護者負担金）について

1 学校給食費保護者負担金

- ① 学校給食法・同法施行令により、保護者負担金は食材購入費相当額であり、給食センターの運営、施設維持管理、給食の調理・配送などに関する費用については、設置者である町が負担しています。

- ② 現行の給食費

表 1 令和 2 年度～ 6 年度の給食費

校 種	学 年	給食提供	1 食単価	保護者負担金	町の補助
小学校	全学年	198 日	254 円	45,936 円	4,356 円
中学校	1-2 年生	198 日	304 円	55,836 円	4,356 円
中学校	3 年生	193 日	304 円	54,426 円	4,246 円

※保護者負担金は据え置き 1 食 22 円を町が補助

- ③ 学校給食費保護者負担金の経過

表 2

年 度	H10 年度	H12 年度	H14 年度	H21 年度	H26 年度
小学生	183 円	192 円	211 円	225 円	232 円
中学生	222 円	234 円	257 円	274 円	282 円
改 正 理 由	消費増税 3→5%分	物価上昇 +5%	物価上昇 +10%	物価上昇 +7%	消費増税 5→8%分

2 給食食材購入を取り巻く現状

- ① 令和 2 年度に給食材料費の価格上昇により小中学校ともに給食費の改定を行ったが、保護者負担金は据え置き増額した 22 円は町が補助している。
- ② 給食食材購入費のうち、主食（米、パン、麺）、牛乳（全道統一単価）の価格については年々上昇する一方、副食（汁、おかず、サラダなど）の購入に向けられる金額が圧縮傾向となる。 *表 3-1、3-2 参照
- ③ 給食センターで購入している食材の単価が物価高騰の影響により上昇し、令和 7 年度の精米については現在の 1.5 倍となる。
食品加工の製造や流通コストの増加により、牛乳や野菜、肉や調味料など多くの食品の価格が上昇している。 *表 4 参照
- ④ 学校給食実施基準に定められている摂取基準に基づき、芽室産や十勝産の食材を利用するなど地産地消や食の安全を考慮し献立の作成を行っているが、近年の物価高騰の影響で現状を維持することが困難となっている。

表 3 - 1 小学生 給食材料費内訳の推移(概算)

		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R6/R2
小学生	主食	41.65	42.60	41.07	40.00	42.80	44.60	104.7%
	牛乳	44.12	44.53	45.11	45.99	50.03	53.62	120.4%
	副食	129.05	148.06	149.01	149.21	142.40	136.97	92.5%
	小計	214.82	235.19	253.19	235.20	235.23	235.19	
	消費税相当	17.18	18.81	18.81	18.80	18.77	18.81	
	計	232.00	254.00	254.00	254.00	254.00	254.00	

表 3 - 2 中学生 給食材料費内訳の推移(概算)

		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R6/R2
中学生	主食	47.91	48.79	48.35	46.92	50.62	52.57	107.7%
	牛乳	44.12	44.53	45.11	45.99	50.03	53.62	120.4%
	副食	169.08	188.17	188.02	188.56	180.83	175.30	93.2%
	小計	261.11	281.49	281.48	281.47	281.48	281.49	
	消費税相当	20.89	22.52	22.52	22.52	22.52	22.52	
	計	282.00	304.00	304.00	303.99	304.00	304.00	

※副食費については、全体の金額から主食、牛乳の金額を引いたものである。

※主食については、週当たりの提供状況（ご飯3回、パン1回、メン1回）を基本に算出している。

（1人あたりの精米代金×3＋各種パンの平均単価＋各種麺類の平均単価）／5

表4 学校給食用食材の価格動向

区分		R1参考	R2	R3	R4	R5	R6	(R6-R2)			
乳	牛乳	円/1本	47.65	48.09	48.71	49.66	54.03	57.90	9.81	20.40%	
	ジョア(プレーン)	円/1本	44.93	50.76	50.76	50.76	50.76	50.76	0.00	0.00%	
主食	米	円/10kg	3337.20	3391.20	3326.40	3024.00	3110.40	3456.00	64.80	1.91%	
	米粒麦	円/kg	259.20	259.20	259.20	259.20	273.24	273.24	14.04	5.42%	
	パン	ソフトフランス(35g)	円/個	76.68	77.76	77.76	73.44	81.00	78.84	1.08	1.39%
		十勝バターパン(50g)	円/個	104.76	105.84	105.84	98.28	108.00	108.00	2.16	2.04%
		十勝小豆パン(50g)	円/個	98.28	99.36	99.36	93.96	102.60	103.68	4.32	4.35%
		まるぱん(50g)	円/個	87.48	88.56	88.56	83.16	97.20	97.20	8.64	9.76%
	めん類	ラーメン(200g)※	円/個	79.60	83.48	75.60	79.92	88.56	88.56	5.08	6.09%
		うどん(200g)※	円/個	76.03	79.92	68.04	72.36	84.24	84.24	4.32	5.41%
パスタ麺※		円/kg	248.40	248.40	248.40	298.08	345.60	345.60	97.20	39.13%	
副食	肉類	豚モモ(脂カット)	円/kg	1166.40	1166.40	1274.40	1274.40	1328.40	1598.40	432.00	37.04%
		鶏モモ(グラムカット)	円/kg	1274.40	1274.40	1382.40	1382.40	1436.40	1436.40	162.00	12.71%
		牛モモ	円/kg	2462.40	2462.40	2462.40	2678.40	2678.40	2678.40	216.00	8.77%
		鶏ひき肉	円/kg	624.40	626.40	626.40	842.40	1058.40	1166.40	540.00	86.21%
		豚ひき肉	円/kg	1058.40	1058.40	1058.40	1058.40	1274.40	1274.40	216.00	20.41%
	野菜類	人参(R2~なまら十勝野)	円/10kg	1026.00	1134.00	1134.00	1134.00	1134.00	1134.00	0.00	0.00%
		メークイン(JA単価)	円/kg	108.00	108.00	108.00	129.60	135.00	140.40	32.40	30.00%
		玉ねぎ(JA単価)	円/kg	86.40	86.40	86.40	86.40	91.80	108.00	21.60	25.00%
		大根(R2~町内業者)	円/kg	86.40	129.60	135.00	162.00	205.20	248.40	118.80	91.67%
		キャベツ(JA単価)	円/kg	75.60	75.60	75.60	75.60	86.40	97.20	21.60	28.57%
		ながいも(JA単価)	円/10kg	3200.00	3200.00	-	-	4440.00	4440.00	1240.00	38.75%
		冷凍大豆(JA単価)	円/10kg	3400.00	3400.00	3400.00	3400.00	3400.00	3400.00	0.00	0.00%
		冷凍いんげん(JA単価)	円/12.5kg	5800.00	6200.00	6400.00	6200.00	6400.00	6400.00	200.00	3.23%
		冷凍えだまめ(JA単価)	円/15kg	12000.00	12000.00	12000.00	12000.00	12000.00	12000.00	0.00	0.00%
	生鮮	豆腐	円/kg	356.40	356.40	410.40	453.60	453.60	453.60	97.20	27.27%
		油揚げ	円/kg	1761.48	1761.48	2052.00	2635.20	2635.20	2635.20	873.72	49.60%
		もやし	円/kg	199.80	199.80	199.80	199.80	210.60	210.60	10.80	5.41%
		笹がきゴボウ	円/kg	928.80	928.80	928.80	928.80	928.80	1188.00	259.20	27.91%
	魚類	さば 50g	円/切	60.48	60.48	77.76	82.08	84.24	84.24	23.76	39.29%
	調味料	米味噌	円/kg	442.00	453.00	453.00	476.00	500.00	520.00	67.00	14.79%
		米油(16.5kg)	円/缶	3888.00	3888.00	4212.00	5832.00	6912.00	6912.00	3024.00	77.78%
		バター(450g)	円/個	680.40	680.40	729.00	729.00	799.20	864.00	183.60	26.98%
		丸大豆しょうゆ(10L)	円/個	2754.00	2754.00	2754.00	2916.00	2916.00	2894.40	140.40	5.10%
かつおぶし		円/kg	1998.00	1998.00	2106.00	2106.00	2786.40	3672.00	1674.00	83.78%	
ベシヤメルルウ		円/kg	1404.00	1404.00	1404.00	1555.20	1749.60	1749.60	345.60	24.62%	
ケチャップ(3kg)		円/袋	777.60	739.80	739.80	761.40	864.00	961.20	221.40	29.93%	
チキンコンソメ(600g)		円/個	2678.40	2678.40	2678.40	2786.40	2700.00	3024.00	345.60	12.90%	
その他	厚焼きたまご(300g)	円/個	321.84	321.84	321.84	321.84	388.80	388.80	66.96	20.81%	
	たもぎ苜レトルト(1kg)	円/袋	1242.00	1188.00	1188.00	1134.00	1242.00	1263.60	75.60	6.36%	
	安心春巻き35	円/個	44.28	44.28	44.28	45.36	51.84	51.84	7.56	17.07%	
	上乾ちりめん(500g)	円/袋	3207.00	3175.20	3175.20	3175.20	4276.80	4276.80	1101.60	34.69%	
	学給ウインナースライス	円/kg	1684.80	1684.80	1728.00	1728.00	1922.40	2127.60	442.80	26.28%	
ツナ水煮(1kg)	円/袋	1393.20	1393.20	1393.20	1490.40	1782.00	1782.00	388.80	27.91%		

3 給食食材購入価格の状況

- ① 令和元年度(5年前)に比較し令和6年度の給食食材の購入単価は大幅に上昇しています。(牛乳は20.4%、主食については8.4%上昇)
- ② 北海道学校給食会、管内の学校給食研究協議会による共同購入価格も年々上昇しており、今年度は据え置かれた精米価格が4月以降1.5倍となる。

4 食材購入費の増額の試算

- ① 主食となる米飯は令和7年度価格を用い、パン・麺は6年度価格で試算
- ② 牛乳単価は令和6年度価格で試算
- ③ 物価高騰の影響が大きかった令和5年度の給食材料費不足分を参考に試算

小学校	現行	254円	→	279円	(25円増額)
中学校	現行	304円	→	334円	(30円増額)

年間198食とすると、小学生1人あたり9,306円、中学生1人あたり10,296円増

※前回の給食費変更の際は学校給食費に占める副食費を消費者物価指数の上昇率で算定しました。現在、主食である精米や比較的安定していた野菜の価格も天候や降水量などの影響で大幅に高騰していることから、③を基に試算を行っています。

5 令和7年度の給食食材購入費(学校給食費保護者負担金)について

物価高騰の現状を踏まえ一食あたりの食材購入費を見直します。

ただし、子育て世代の負担軽減のため、増額分については町費で負担することを検討しています。前回の改定の際と同様に学校教職員、給食センター職員の給食、試食等の際には実費負担を頂くことを考えています。

6 今後の対応について

- ① 現在の予定では、実施時期は令和7年度から今回の改正額で学校給食の運営を行うこととし、主食や牛乳などの大幅な価格変動がある場合は再度検討を行います。
- ② 決定した内容については、学校関係者や保護者に対しお知らせをします。

十勝管内学校給食費一食当り単価等の推移

(令和6年5月1日現在)

市町村名	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		備 考		
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校			
音更町	231 253	270	231 253	270	231 253	270	231 253	270	231 253	270	231 253	270	231 253	270	231 253	270	231 253	270	231 (259)	270 (302)	231 (259)	270 (302)	自校給食方式 ()内は町費負担後の額		
士幌町	230	270	200 (250)	240 (290)	200 (250)	240 (290)	200 (250)	240 (290)	200 (250)	240 (290)	200 (255)	240 (296)	200 (255)	240 (296)	200 (255)	240 (296)	282	327	282	327	282	327	()は児童生徒の町費負担後の額 R5.4～ 無償化		
上士幌町	217	269	217	269	217	269	217	269	217	269	217	269	217	269	217	269	217	269	217 (225.2)	269 (279.2)	217 (249.9)	269 (309.8)	()内は町費負担後の額		
鹿追町	200 (233)	240 (281)	200 (233)	240 (281)	200 (240)	240 (289)	200 (240)	240 (289)	200 (240)	240 (289)	200 (240)	240 (289)	200 (241)	240 (290)	240	290	250	300	265	315	270	321	()内は1食あたりの材料費 R.1.7より全額町費補助へ		
新得町	235	280	242	289	242	289	242	289	242	289	242	289	242	289	242	289	242	289	251	300	251	300			
清水町	220	270	220	270	220	270	220	270	220	270	220	270	220	270	220	270	220	270	220 (240)	270 (290)	220 (270)	270 (325)	()内は町費負担後の額		
芽室町	232	282	232	282	232	282	232	282	232	282	232	282	232	282	232	282	232	282	232	282	232	282	232	282	()内は町費負担後の額
中札内村	237	283	237	283	237	283	237	283	237	283	237	283	237	283	237	283	237	283	237 (254)	283 (304)	237 (254)	283 (304)	上段は保護者負担金		
更別村	222	263	227	268	232	273	237	278	237	278	237	278	247	296	247	296	247	296	247	296	300	366	R5～無償化		
大樹町	225	270	240	288	240	288	240	288	240	288	240	288	240	288	240	288	240	288	240 (267)	288 (320)	240 (267)	288 (320)	小中学生、2人目半額、3人目全額免除		
広尾町	240	280	240	280	240	280	240	280	240	280	240	280	240	280	240	280	240	280	240	280	240	280			
幕別町	234	284	234	284	234	284	234	284	234	284	234	284	241 (242)	291 (292)	241 (263)	291 (313)	241 (263)	291 (313)	241 (263)	291 (313)	241 (263)	291 (313)	町補助(地場産分)8円		
(忠 類)	237	284	237	284	237	284	237	284	237	284	237	284	237 (245)	284 (292)	237 (245)	284 (292)	241 (263)	291 (313)	241 (263)	291 (313)	241 (263)	291 (313)	”		
池田町	222	265	222	265	222	265	222	265	222	265	222	265	222	265	222	265	230	265	230	265	230 (287)	265 (311)	()内は町費負担後の額		
豊頃町	230	265	230	265	230	265	230	265	230	265	230	265	230	265	230	265	230	265	230	265	230 (287)	265 (311)	()内は町費負担後の額		
浦幌町	230	275	230	275	230	275	230	275	230	275	230	275	230	275	230	275	230	275	260	310	260	310	H27～ 無償化		
本別町	235	279	235	279	235	279	235	279	235	279	235	279	235	279	235	279	235	279	235 (264)	279 (314)	235 (277)	279 (329)	3人目以降減免		
足寄町	217	265	217	265	217	265	217	265	217	265	217	265	217	265	217	265	241	294	241	294	241	294	H27～ 全額町補助		
陸別町	-	-	240	290	240	290	240	290	240	290	240	290	252	305	252	305	252	305	252	305	252	305	H27～ 全額町補助		
帯広市	230	285	230	285	230	285	230	285	230	285	235	291	235	291	235	291	235	291	235 (256)	291 (316)	262	325			